

# 運転可能車両かんたん早見表

大型免許証 (一種)	車両総重量11t以上運転可能										
	定員30人以上										
	普通免許取得後3年で受検可能	乗用車	1tトラック	ワゴン	2tトラック	3tトラック	4tトラック	小型バス	6tトラック	大型トラック	大型バス
中型免許証 (一種) 平成19年6月以降取得	車両総重量11t未満(~10999kg)										
	定員29人以下 最大積載量~6499kg										
	普通免許取得後2年で受検可能	乗用車	1tトラック	ワゴン	2tトラック	3tトラック	4tトラック	小型バス	6tトラック		
中型免許証 (一種) 8t未満限定 平成19年6月以前取得	車両総重量8t未満(~7999kg)										
	定員10人以下 最大先載量~4999kg										
	平成19年6月2日以前に取得の普通免許	乗用車	1tトラック	ワゴン	2tトラック	3tトラック	4tトラック				
準中型免許 平成29年3月以降に取得	車両総重量7.5t未満(~7499kg)										
	定員10人以下 最大先載量~4499kg										
	平成29年3月12日以降に取得の準中型免許	乗用車	1tトラック	ワゴン	2tトラック	3tトラック					
準中型免許 5t未満限定 平成29年3月以前に取得	車両総重量5t未満(~4999kg)										
	定員10人以下 最大積載量~2999kg										
	平成19年6月以降29年3月12日に取得の普通免許	乗用車	1tトラック	ワゴン	2tトラック						
普通免許証 (一種) 平成29年3月以降に取得	車両総重量3.5t未満(~3499kg)										
	定員10人以下 最大積載量~1999kg										
	平成29年3月12日以降に取得の普通免許	乗用車	1tトラック	ワゴン							

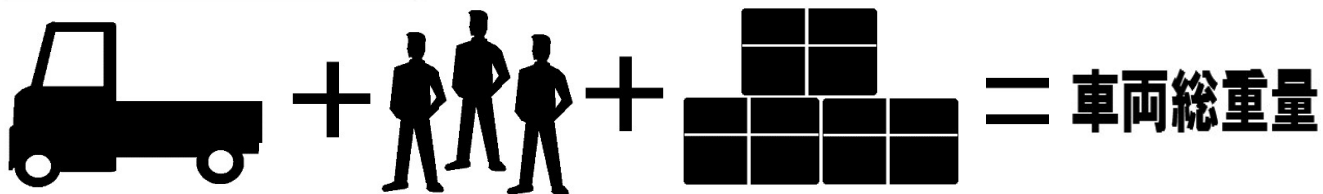
\* 運転できる車両の最大積載量はあくまで目安であり、車検証に記載された車両総重量に基づいて運転できるか否かが決められます。



自動車検査証

この車両総重量が最大のポイントです

## 車両総重量とは



車両重量に最大乗車人数(定員)と積載できる荷物の総重量(最大積載量)を加えた数値を表します。  
乗車定員は1名55kgで計算されているため、最大積載量に55kgを大幅に超えた乗車人員が定員分だけフル乗車をした場合は厳密にいうと過積載となりますが、罰則以上に安全性の問題も高まりますので最大積載量ギリギリに積荷を積むことは避けた方が宜しいでしょう。